第50回国連女性の地位委員会 こひとめ振り返り、前へ進もう。

国連改革に女性を位置づけ、「平等・開発・平和」の目標の確実な実現へ 新日本婦人の会国際部部長 平野恵美子

2月27日~3月10日までニューヨークの国連本部で、第50回国連女性の地位委員会(CSW)が開かれました。私は新婦人を代表し前日のNGO会議から3月3日まで、CSWの傍聴はじめ、アジア太平洋地域や平和コーカス(=活動グループ)などNGOの活動に参加しました。

今年の特徴

第50回の会合となる今年のCSWは、設立60周年という節目にあたっていると同時に、国連改革の議論や作業が進行する中で開かれたというのが、今年の大きな特徴です。

「北京+10」として開かれた昨年の第49回会合 で、アメリカを中心とするバックラッシュ(逆流) をおさえて、北京行動綱領や2000年の「北京+ 5」の成果文書など女性分野での国際的な到達が すべて再確認されました(詳細は本誌2005年6 月号を参照)。CSWは1996年から今年までの多 年度計画にもとづき、北京行動綱領と「北京+5」 成果文書の実施状況を毎年2~3のテーマで検討 してきました。計画の終了にあたり、来年からC SWが扱うテーマと作業方法を決定することも、 今年の主要な議題でした。こうしたことを背景 に、通常の会合としては政府代表、NGOともに 関心が高く参加の規模も大きいものになりまし た。政府代表は閣僚級50人を含む1050人以上、 NGOは約6000人が事前登録し3000人以上が参 加したと言われています。

合意されたこと

今年のCSWは、1)教育・保健・労働の分野を中心に開発への女性の参加の拡大、2)あらゆるレベルの意思決定への男女の平等な参加の二つのテーマで実施状況や課題を検討し、合意結論を採択しました。

「開発への女性の参加の拡大」の合意結論は、それを可能にする環境づくりの障害として、意思決定に参加する女性が少ない、女性の人権が十分保障されていない、女性への暴力や差別が根強い、教育・訓練や保健医療、人並みな労働を得る機会が平等でない、有害な文化的・伝統的慣習(名指しは避けているが性器切除や早婚、名誉殺人な

どのこと)が依然として残っていることなどをあげ、克服のための法整備や政策を求めています。

「意思決定」の合意結論では、女性の地位向上を阻害している要因として貧困の女性化、固定的役割分担や暴力・紛争、家族責任分担の偏り、雇用や生産財・資金を得る機会の不平等などを指摘しています。特に遅れている女性の政治参加を高めるために選挙制度の見直しを含む法制度の改善も求めており、日本の現状との関連で重要です。また、紛争防止・解決、平和構築の意思決定への女性の平等な参加をもとめた安全保障理事会1325決議(2000年)の重要性が明記されましたが、これは私も参加した平和コーカスが強く要求したことです。

合意結論とともに、「武力紛争中に人質にとら れた女性と子どもの釈放」「女性・女児およびH Ⅰ Ⅴ / エイズ」「アフガニスタンの女性と女児の 状況」「パレスチナ女性の状況と支援」「女性を差 別する法律に関する特別報告者」「CSWの今後 の作業機構と方法」の6本の決議も採択されまし た。「CSWの今後の作業機構と方法」に関する 決議で、来年以降のCSWのテーマと進め方が決 められました。国連の会議では、結果を合意結論 という文書にまとめるのが通例で、文言や表現を めぐる交渉に多くの時間が費やされます。CSW では第4回世界女性会議(1995年、北京)以降、 特に女性の性の自己決定権をめぐり、中絶の権利 を認めないアメリカなどを中心とするバックラッ シュが強まり、合意を後退させないことが精一杯 で、実施が遅々として進まない状況が生まれてい ました。今後は実施の推進に焦点をしぼることが 確認されました。毎年の会合は二つの作業を中心 に進められます。

○ 「北京行動綱領」と「北京+5」成果文書 に基づき一つの優先テーマを決めて、一般討論で 各国政府が前進と障害、課題について明らかに



「1325決議への推進に関するワークショップ」: ウェイバリー・ブルンジ(戦争防止グローバルアクション)提供

し、高官円卓会議でそれぞれの経験や教訓を交流、実施を促進するための政策に関する専門家によるパネルディスカッションも開く。これらの議論をふまえて、優先テーマに関して行動志向の勧告を含む合意結論を作成する。

○ 一一合意結論の進捗状況を3年後の会合で評価 し、新たな問題や緊急の課題についても議論する が、合意結論を作成するのではなく、議長が概要 をまとめることとする。

来年のCSWは「女児にたいするあらゆる形態の差別と暴力の撤廃」を優先テーマとし、第48回会合での「男女平等の達成における男性と男児の役割」に関する合意結論の実施を評価します。昨年これまでの合意がすべて再確認されたことを受けて、全体として男女平等、女性の権利や地位向上への具体的な実践と行動に集中する方向に進んでいるといえます。しかし、今回も合意結論や決議案について、アメリカなどがリプロダクティブ・ヘルス・ライツにかかわる箇所に異議を唱えて交渉が長引き、会期最終日の10日に議事を終了できず、16日に再開するという事態になりました。

国連改革に女性とNGOの声を

今年のCSWは国連改革の動きと同時進行で開かれました。日本では、国連改革の詳細や女性分野への影響などについての情報はほとんどなく、今回さまざまな場での議論を通じて、実際の動きや問題点について理解することができました。

2005年の世界サミットで国連の強化を目的に 決められた改革の枠組みがいま、具体化されている段階ですが、女性分野のNGOから「女性」が 見えないときびしい批判が出されています。世界 サミットで国連改革にジェンダー視点の主流化を 位置づけることの重要性が確認されたにもかかわらず、改革のプロセスの中に男女平等と女性のエ ンパワーメントの具体化が見えない、特に改革の 推進を担う委員会や部署に女性はわずか数名しか 登用されていないなど、合意とその実施の現状に 大きなギャップがあります。こうした事態に対 し、CSWの全体会合で発言の機会を得たアジア 太平洋コーカスは、改革に女性の声を反映させる ために「国連改革女性対策委員会」の設置を求め ました。また、CSWに参加するNGOから国連 事務総長と加盟国に対し、国連改革のあらゆる面 に男女平等と女性機構の強化を位置づけることを 求める要請書を送りました。

国連NGOを運動に生かして

いま日本では、政治家や国会議員がバックラッ シュの先頭に立ち、平和と男女平等への攻撃が強 まっています。最近改定された第二次男女共同参 画基本計画にも、その影響があらわれています。 今国会で審議される男女雇用機会均等法の「改 定」案は、女性への間接差別をむしろ温存する内 容を含んでいます。女性の政治参加の遅れは国際 的に際立っています。一方で先の総選挙では女性 が「刺客」と称して政治的に利用されました。男 女平等の実現には大きな障害が残されています が、女性政策について政府はこの間不十分さはあ りながらもNGOとの意見交換を継続しています し、CSWでの演説も「成果」の羅列に終わらな い内容を含むようになっています。これは新婦人 はじめ女性団体の運動の成果といえると思いま す。地域や職場など草の根で活動する新婦人が、 国連NGOとして各地の女性と交流・連帯をすす め、日本での運動に生かしていくことの意義をあ らためて実感しました。

CSWの採択文書、声明などの資料は以下のホームページで入手可能

公式サイト(国連女性の地位向上部=DAW) http://www.un.org/womenwatch/daw

婦人国際平和自由連盟(WILPF)のピース・

婦人国際半和自田連盟(WILPF)のピース・ウイメン・プロジェクト http://www.peacewomen.org

いずれも英文のみ。内閣府男女共同参画局のホームページに会合の概要と決議案の一部のみ日本語で。http://www.gender.go.jp

<声明>第50回国連女性の地位委員会にあたって

2006年2月17日 新日本婦人の会

新日本婦人の会は、第50回国連女性の地位委員会 (CSW) 開催にあたり、国連が創設当初から 男女平等・女性の地位向上を優先課題に位置づけ、特に1975年の国際婦人年以降「平等・開発・平 和」を掲げてとりくみをすすめていることに、あらためて敬意と支持を表明します。

1962年の創立以来、私たち新日本婦人の会は核兵器廃絶、女性・子どもの権利、平和のための世界の女性との連帯を目的に掲げて活動しています。また国連経済社会理事会の特別協議資格をもつNGOとして、世界女性会議や国連女性の地位委員会に参加しています。

アジア・太平洋地域に多大な犠牲をもたらした侵略戦争への反省から二度と戦争はしない、武力は持たないと誓った日本国憲法と、被爆の悲惨な経験をもつ国の女性NGOとして、私たちはいま、日本国憲法の平和原則を世界に発信し、原子爆弾の廃棄をうたった国連決議第1号採択60周年の今年こそ、核兵器全面禁止・廃絶の国際協定締結の実現をめざし、内外の団体と共同しながらとりくみをすすめています。また、平和で公正な社会をもとめる声が世界の大きな流れになりつつある一方で、国連憲章が掲げる平和のルールを無視し他国への武力介入や威嚇を行なう動きが一部にあることは、重大です。地球規模で進められている米軍再編のもとで、日本でも130をこえる在日米軍基地の再編と機能強化の計画が実行されようとしていますが、基地周辺の自治体がこぞって反対の声を上げ、住民と一体となって運動を展開しています。私たち新日本婦人の会も各地で米軍再編反対の共同行動を広げています。戦争も核兵器もない世界の実現は、女性の権利と地位向上の確かな保証です。紛争や戦争の最大の被害者である女性は同時に、紛争解決や平和の推進に大きな力を発揮できることは、いまや世界の共通の認識になっています。私たちは引き続きすべての人びとの人権、とりわけ平和に生きる権利が保証される社会の実現のために、力を尽くします。

私たちは、北京宣言・行動綱領と、第23回国連女性特別総会(北京+5)成果文書の内容が再確認され、国連、国際諸組織、各国政府、市民社会・NGOが実施のために努力していることを歓迎すると同時に、大きな障害に直面している現実を憂慮します。第50回CSWのふたつのテーマについて、日本の現状をふまえながら、問題点を指摘したいと思います。

(1) 開発における女性の参加拡大:教育、健康、労働などの分野で 男女平等の実現と女性の地位向上のための環境づくり

2005年10月の「開発への女性の参加促進」専門家会合はよりよい教育、医療・健康サービスへのアクセス、労働、特に家庭外での労働が女性の開発にとって決定的に重要な条件であること、労働が女性の医療・健康や教育・訓練などのサービスへのアクセスの入り口であり、教育と医療は特に公的部門での女性の雇用分野になっていると述べています。そのうえで、緊縮予算や福祉サービスの民営化を含む経済調整政策が、公的部門の雇用の機会を脅かしている現実を指摘しています。経済の「グローバル化」の名のもとで、すべてを市場原理にゆだねる新自由主義の政策が地域間、国家間、国内での貧富の差を広げています。世界第2位の経済力をもつ日本でも、利益追求を最優先し徹底的なコスト削減をおこなう大企業と、それを後押しする政府の規制緩和政策によって、正規雇用の非正規雇用への置き換えが進み、労働者の3人に1人、女性労働者はその52%、若者の47%がパートや派遣など非正規雇用におかれ、極端な低賃金や無権利の状態におかれています。もともと男女間の賃金格差が大きいうえに、非正規雇用がすすむことで、女性の経済的自立や将来の生活

の保証の土台が脅かされています。先進国、開発国を問わず経済格差を広げ女性の経済的エンパワーメントに大きな障害をもたらしている市場原理優先、規制緩和の政策を見直し、公的サービスの充実がもとめられています。

各国政府が、北京行動綱領と成果文書の合意とミレニアム開発目標、女性差別撤廃条約や女性差別撤廃委員会の一般的勧告、女性に関わるILO条約などを、具体的な計画をもって全面的に実施することをもとめます。

(2) あらゆるレベルでの意思決定における男女の平等な参加

さまざまな分野への女性の進出がはかられ、社会開発や環境保護や福祉などの分野や紛争解決や平和構築において、女性は大きな役割を果たしています。一方、特に政治における意思決定への参加は依然として低いレベルにとどまっています。昨年9月の「意思決定過程への男女の平等な参画」専門家会合は、1995年から2005年の10年間に女性議員の割合は全体として11.3%から15.7%に増加しているが、指導的立場における女性の割合は低いことを指摘し、その原因として家事や育児など家庭的責任の多くを女性が担っていること、家庭でも職場でも昇進やエンパワーメントの機会が十分与えられていないことをあげています。また、ビジネスや科学、政治など伝統的に男性優位の分野では、女性が最高責任者としての職務につくことはまれであり、女性閣僚の多くは社会、家族や文化の担当に限られていることも指摘しています。

女性の意思決定への参加を高めるために、各国政府が、比例代表制度を導入するなど選挙制度の 見直しと保育や介護の公的サービスの拡充、男女がともに家庭責任を担える環境づくりにいっそう 努力することが必要です。ジェンダーの主流化をすすめる上で、男女を問わずジェンダーに敏感な 視点を持ち、ジェンダー平等を推進する立場にたつ議員や政治指導者がもとめられています。政治 指導者、国会議員など国の政策立案・決定に責任を負う人々のジェンダー平等に関する意識の向 上、そのための教育・訓練が重要です。

この点で、現在日本では、北京行動綱領など女性分野での国際合意や女性差別撤廃条約を否定し、日本政府みずからが策定した男女共同参画社会基本法にも異議をとなえる国会議員が政府の要職や男女共同参画を担当する部署に配置されるという、きわめて異常な事態が起こっていることを指摘したいと思います。ジェンダー・バイアスがないという意味で使われている「ジェンダー・フリー」という言葉を、家族や伝統を否定する一部の過激なフェミニストの用語として攻撃し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの立場にたつ性教育や自治体での男女平等条例の制定を妨害する動きも深刻です。また、昨年秋の総選挙で、自民党が党内の郵政民営化反対派にたいする「刺客」として女性候補を多数擁立しました。その結果、衆議院での女性議員数は戦後最多の43人となりましたが、社会的格差を広げる構造改革路線を強行する小泉首相の意に沿う候補として当選したこれらの女性国会議員は、日本国憲法や国際的到達点にたって女性の人権や地位向上を推進する立場にはなく、女性の政治参画の前進として評価することはできません。女性を政治的に利用するやり方も、許されません。私たちは国際合意に反する国内でのこうした動きをきびしく批判し、内外の女性NGOや市民社会と共同しながら、女性の権利と地位向上のために力を尽くします。

最後に、平和の推進における女性の役割を認識し、「紛争の予防、管理、解決のための国内、地域、国際的制度とメカニズムのすべての意思決定レベルへの女性の参加を高めることを保証する」とした国連安全保障理事会の1325決議の重要性をあらためて強調します。各国政府がこの決議の内容の周知と実行を具体的にすすめること、国連憲章を遵守し、あらゆる紛争や問題の平和解決という原則をつらぬき、戦争のない平和で公正な世界の実現にとりくむことをもとめます。